

法改正の概要やポイントを学ぶ

松本商工建設部会が働き方改革講習会



山本亨氏

松本商工会議所建設部会（忠地秀起部会長・酒井工業所）は2月5日、松本市内で講演会を開催。社会保険労務士法人アンカー代表の山本亨氏が「建設業者が知っておきたい働き方改革関連法」と題し、関連各項目の適用開始時期や今年4月から開始となる「有給休暇の取得義務化（有給休暇10日以上）の保有者に対する5日以上の付与義務」などについて法改正のポイントや対応策を紹介した。

山本氏は「有休消化が5

日未満の労働者に対して、使用者（会社側）が時季を指定して付与することが義務化となった。未対応の場合には罰則として1人につき最大30万円の罰金が課せられることになる」と説明。有休取得を促進する方法として、長期休暇制度の活用や誰が休んでも仕事を回せる体制づくりとして多能工化や作業手順書の整備が必要と訴えた。

主催者を代表してあいさつした忠地部会長は「今年4月から順次適用が始まる働き方改革関連法。具体的な対策を行うには、内容を正しく理解することが重要。実務者対象の講習会など必要であれば今後も検討していきたい」と述べた。